

## 参考 資料

### ○空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

（特定空家等に対する措置）

- 第十四条** 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。[次項](#)において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、[前項](#)の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
  - 3 市町村長は、[前項](#)の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
  - 4 市町村長は、[前項](#)の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
  - 5 [前項](#)の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
  - 6 市町村長は、[前項](#)の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、[第三項](#)の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
  - 7 市町村長は、[前項](#)の規定による意見の聴取を行う場合においては、[第三項](#)の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、[前項](#)に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
  - 8 [第六項](#)に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
  - 9 市町村長は、[第三項](#)の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても[同項](#)の期限までに完了する見込みがないときは、[行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）](#)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
  - 10 [第三項](#)の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて[第一項](#)の助言若しくは指導又は[第二項](#)の勧告が行われるべき者を確知することができないため[第三項](#)に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

## 参考 資料

- 11 市町村長は、**第三項**の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 **前項**の標識は、**第三項**の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 **第三項**の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(**第十二条**及び**第十四条**を除く。)の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 **前各項**に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

### ○木更津市空家等対策の推進に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、空家等の適切な管理に関し、**空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)**に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語は、**法**において使用する用語の例による。

(所有者等の責務)

**第3条** 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさず、かつ、特定空家等とならないよう、自らの責任において適切に管理を行わなければならない。

(市の責務)

**第4条** 市は、空家等が特定空家等とならないよう、所有者等による空家等の適切な管理の促進、空家等の活用の促進その他の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、空家等に関する施策を実施するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(協議会)

**第5条** 市は、**法第7条第1項**の規定により木更津市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し協議する。

- (1) **法第7条第1項**に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 特定空家等の認定に関する事項

## 参考資料

(3) 特定空家等の所有者等に対する助言若しくは指導、勧告又は命令その他特定空家等に対する措置に関する事項

(4) 法第12条に規定する情報の提供、助言その他必要な援助に関する事項

(5) 第7条に規定する指導等代行措置に関する事項

(6) 前各号に定めるもののほか、空家等に関する対策の推進に関する重要な事項

3 協議会は、14人以内の委員をもって組織し、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会の庶務は、空家等に関する対策を担当する課において処理する。

(軽微な緊急措置)

**第6条** 市長は、空家等について、人の生命、身体又は財産の危険を避けるため緊急の必要があると認めるときは、開放されている窓の閉鎖、樹木の枝打ちその他の規則で定める軽微な措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置を講じた空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知をするものとする。ただし、所有者等を知ることができず、又は所有者等の住所、居所その他通知をすべき場所が知れない場合には、規則で定める方法により通知に代えて公示することができる。

3 第1項の措置を講ずる職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。

(指導等代行措置)

**第7条** 市長は、法第14条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告(以下「指導等」という。)を受けた所有者等から、指導等に係る措置を所有者等が自ら履行することができない旨の申出があった場合であって、その理由が正当であり当該措置を講ずる必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、必要な限度において当該措置を代行することができる。

2 市長は、前項の措置を代行するときは、あらかじめ協議会に諮問するものとする。

3 市長は、第1項の措置を代行したときは、所有者等から当該措置に要した費用を徴収するものとする。

(公表)

**第8条** 市長は、法第14条第2項の規定による勧告を受けた所有者等が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、次に掲げる事項を規則で定める方法により公表することができる。

(1) 勧告の対象となった特定空家等の所在地及び用途

(2) 勧告の日時及び内容

## 参考 資料

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ所有者等にその旨を通知し、意見書を提出する機会を付与するものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

**第9条** 市長は、空家等及び空家等の跡地の活用を促進し、居住環境の整備及び地域の振興を図るため、活用することが可能な空家等及び空家等の跡地の情報を、あらかじめ所有者の同意を得た上で当該空家等及び空家等の跡地を購入し、又は賃借しようとする者に提供する制度その他の必要な制度を実施するよう努めるものとする。

(関係機関との協議)

**第10条** 市長は、必要と認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関と必要な措置について協議することができる。

(委任)

**第11条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。